

香川県上海ビジネスサポーター業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県（以下「県」という。）が、株式会社マイツ（以下「受託者」という。）に委託して行う香川県上海ビジネスサポーター（以下「サポーター」という。）のうち、「現地視察の支援」及び「ビジネス展開の支援」業務を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(利用対象地域)

第2条 サポーターの利用対象地域は、上海市、江蘇省、安徽省、浙江省とする。

(利用申込資格)

第3条 サポーターの利用申込資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 香川県内に本社又は事業所を有する企業及び商工関係団体等
- (2) 香川県内に本社又は事業所を有する企業で、中国に進出している現地法人、支店、駐在員事務所

(業務内容及び利用者が負担する費用)

第4条 サポーターの業務内容は、業務実施に係るすべての費用を県が負担するもの（以下「無料サービス」という。）と、業務実施に係る費用の半額を県が負担し、残り半額を利用者が負担するもの（以下「有料サービス」という。）に分類する。

- 2 無料サービスの業務内容は、別表1のとおりとする。
- 3 有料サービスの業務内容及び利用者が負担する費用（以下「利用者負担」という。）は、別表2のとおりとする。

(無料サービスの利用)

第5条 無料サービスの利用希望者は、香川県上海ビジネスサポーター利用申込書（無料サービス）（様式1）を県に提出する。

- 2 県は、前項の利用申込書を確認のうえ、支援すべきものと認めたときは、受託者に対し業務の実施を依頼する。
- 3 県から前項の依頼を受けた受託者は、必要に応じて利用者（第1項の利用申込書を県に提出し支援すべきものと認められた利用希望者をいう。）と随時連絡を取りながら業務を実施する。

(有料サービスの利用)

第6条 有料サービスの利用希望者は、香川県上海ビジネスサポーター事前相談書（有料サービス）（様式2）を県に提出する。

- 2 県は、前項の事前相談書を受け取ったときは、その内容について検討し、利用希望者に対して支援事業の利用可否を通知する。
- 3 県から前項の通知を受けた利用希望者及び商談先候補となり得る上海地域の企業（以下「マ

ッ칭ング候補企業」という。)に関する基礎調査の利用者のうち、マッチング候補企業との商談に係るアポイント手配又はマッチング候補企業との商談に係るアテンドを希望するものは、香川県上海ビジネスサポーター利用申込書(有料サービス)(様式3)を県に提出する。

- 4 県は、前項の利用申込書を受け取ったときは、別表2に基づき算定した利用者負担を利用者(以下この条において、前項の利用申込書を県に提出した利用希望者をいう。)に対して請求する。
- 5 県から請求を受けた利用者は、県が定める期日までに前項の利用者負担を支払わなければならない。
- 6 県は、第4項の規定により請求した利用者負担の納付を確認したときは、受託者に対し業務の実施を依頼する。
- 7 県から前項の依頼を受けた受託者は、必要に応じて利用者と随時連絡を取りながら業務を実施する。

(業務状況報告)

第7条 受託者は、依頼した業務が完了したときは、業務状況報告書を作成し、県へ提出する。

(利用結果報告)

第8条 利用者は、サポーターを利用した日から3か月後に、香川県上海ビジネスサポーター利用結果報告書(様式4)により、利用結果を、県に報告しなければならない。

(業務の中止)

- 第9条 県は、天災その他やむを得ない事由により業務を継続することが困難となったときは、業務を中止することができる。
- 2 県は、前項の規定により業務を中止したときは、遅滞なく、利用者にその旨を通知しなければならない。

(利用者負担の返還)

第10条 有料サービスの実施において、県及び受託者の責めに帰すべき事由、又は、天災その他やむを得ない事由により業務を継続することが困難となったときは、県は利用者負担を利用者に返還するものとする。

(関連支援機関への情報の提供)

第11条 より効果的な支援を行うため、県は、利用者に関する情報及び業務の実施に関し知り得た事実について、公益財団法人かがわ産業支援財団、独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報センター及び株式会社百十四銀行(以下「関連支援機関」という。)に対し、必要に応じて情報を提供するものとする。ただし、利用者が関連支援機関への情報提供を承諾しないときは、この限りではない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１１月２９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年８月２４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表 1（第 4 条第 2 項関係）

項 目	内 容	備 考
① 県内企業の現地視察に対する企画提案・アポイント手配	◎ビジネス目的で上海地域へ現地視察を希望する場合、視察プランの作成及びアポイントの手配等の事前準備を行う。	
② 県内企業の現地視察に対するアテンド・通訳	◎ビジネス目的で上海地域へ現地視察を行うときの、現地でのアテンド・通訳を行う。	
③ 県内企業及びその現地法人等からの依頼によるビジネス相談	◎貿易投資相談及び法令等に関する照会などに回答する。 ◎経済環境や物流事情など現地情報を提供する。	
④ マッチング候補企業情報の提供等（基礎調査）	◎県が選考した利用者 1 社につき、マッチング候補企業を 3 社程度リストアップし、情報を書面で提供する。	

別表 2（第 4 条第 3 項関係）

項 目	内 容	利用者負担 (消費税及び地 方消費税を含 む。)	備考
⑤マッチング候補 企業情報の提供 等（商談に係るア ポイント手配）	◎別表 1「項目」欄中④マッチング候 補企業情報の提供等（基礎調査）の 利用者がビジネスサポーターのリス トアップしたマッチング候補企業と の間で商談を希望する場合、当該商 談に係るアポイント手配を行う。	マッチング候補企 業 1 社に対するア ポイントメントの 手配 1 件当たり 6, 6 0 0 円	
⑥マッチング候補 企業情報の提供 等（商談に係るア テンド）	◎別表 1「項目」欄中④マッチング候 補企業情報の提供等（基礎調査）の 利用者が希望する場合、ビジネスサ ポーターのリストアップしたマッ チング候補企業との商談に係るアテ ンドを行う。	マッチング候補企 業 1 社に係る商談 1 件当たり 7 1, 5 0 0 円	

(様式 1)

香川県上海ビジネスサポーター利用申込書（無料サービス）

年 月 日

香川県知事

殿

申込者 所 在 地

名 称

代表者職氏名

香川県上海ビジネスサポーター業務実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり無料サービスを利用したいので申し込みます。

項 目	内 容
担当者	担当部署
	職・氏名
	TEL
	FAX
	E-mail
依頼業務 ※該当項目に■	☐ ① 現地視察に対する企画提案・アポイント手配 ☐ ② 現地視察に対するアテンド・通訳 ☐ ③ ビジネス相談 ☐ ④ マッチング候補企業情報の提供等（基礎調査）
依頼内容	（上記で選択した業務について、具体的な依頼内容を記入してください。） （視察を希望される場合は、視察希望地域等※を記入してください。）
視察希望地域 ※	上海市 ・ 江蘇省 ・ 浙江省 ・ 安徽省 ・ どこでもよい
視察希望期間 ※	年 月 日～ 年 月 日 ・ いつでもよい
視察希望先 ※	
関連支援機関への 情報提供 ※該当項目に■	利用者に関する情報及び業務の実施に関し知り得た事実について、（公財）かがわ産業支援財団、（独）日本貿易振興機構香川貿易情報センター、（株）百十四銀行に対し 情報提供することを ☐ 承諾する ☐ 承諾しない

(様式2)

送付先

香川県産業政策課産学官連携・国際戦略グループ あて（送信状不要）

FAX：087－806－0210

E-mail：sangyo@pref.kagawa.lg.jp

香川県上海ビジネスサポーター事前相談書（有料サービス）

年 月 日

項 目	内 容	
相談者	名称	
	担当部署	
	担当者職・氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
依頼業務 ※該当項目に■	☐ ⑤ マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアポイント手配） ☐ ⑥ マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアテンド）	
依頼内容	（上記で選択した業務について、具体的な依頼内容を記入してください。）	

(様式3)

香川県上海ビジネスサポーター利用申込書（有料サービス）

年 月 日

香川県知事

殿

申込者 所 在 地
名 称
代表者職氏名

香川県上海ビジネスサポーター業務実施要綱第6条の規定により、下記のとおり有料サービスを利用したいので申し込みます。

項 目	内 容	
担当者	担当部署	
	職・氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
依頼業務 ※該当項目に■	☐ ⑤ マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアポイント手配） ☐ ⑥ マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアテンド）	
依頼内容	（上記で選択した業務について、具体的な依頼内容を記入してください。）	
利用者負担	合計 円	
業務完了希望期日	年 月 日	
関連支援機関への 情報提供 ※該当項目に■	利用者に関する情報及び業務の実施に関し知り得た事実について、（公財）かがわ産業支援財団、（独）日本貿易振興機構香川貿易情報センター、（株）百十四銀行に対し 情報提供することを ☐ 承諾する ☐ 承諾しない	

(様式 4)

香川県上海ビジネスサポーター利用結果報告書

年 月 日

香川県知事

殿

利用者	所在地	名称	代表者職氏名
-----	-----	----	--------

1 利用の結果

利用申込日	ビジネスサポーターへの依頼業務 ※該当項目に■	利用の結果 ※該当項目に■
	☐ ① 現地視察に対する企画提案・アポイント手配 ☐ ② 現地視察に対するアテンド・通訳 ☐ ③ ビジネス相談 ☐ ④ マッチング候補企業情報の提供等（基礎調査） ☐ ⑤ マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアポイント手配） ☐ ⑥ マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアテンド）	☐ 役立った ☐ 役立たなかった 理由

2 今後の方針・県への要望

上海地域における今後のビジネス展開について ※今回の利用結果を踏まえて記載してください。
県・ビジネスサポーターへの要望について